新宿区からのお知らせ

地区計画 案の縦覧及び意見書の受付について

地区計画 案について、以下のとおり縦覧に供します。
地区計画 案について、ご意見のある方は意見書を提出することができます。

西新宿一丁目商店街地区 地区計画 案の縦覧及び意見書の受付

縦覧期間・意見書の提出期間：**令和４年１１月１５日（火）～１１月２８日（月）**
（土・日曜日及び祝日を除き、８時３０分～１７時）

縦覧場所・意見書の提出先及び問合せ先：**〒１６０-８４８４ 新宿区歌舞伎町１－４－１**
新宿区役所 本庁舎７階
新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺まちづくり担当課
電　話：０３-５２７３-４２１４(直通)
ＦＡＸ：０３-３２０９-９２２７

ＦＡＸ送信票（地区計画 案の説明会への参加予約用）　【FAX：０３－３２０９－９２２７】

お名前	**フリガナ** ※お申込みされる方が複数いる場合は、全ての方のお名前をご記入ください。
ご住所	
ご連絡先	（　　）　　－
ご希望する回に○	**昼の部（14時30分～）　・　夜の部（18時30分～）**

説明会にご参加いただける方は、下記の感染予防へのご協力をお願いします。

- 発熱や体調不良を感じる場合は、説明会への出席をご遠慮ください。
- マスク着用及び咳エチケットのご協力をお願いします。
- 当日は受付にて検温を実施させていただきます。また会場の入退出時には、手指消毒にご協力をお願いします。
- 説明会参加者の中から新型コロナウイルス感染症の感染者や感染の疑いがある方が発生した場合は、保健所等の公的機関への情報提供を行うことがあります。ご了承ください。

※地区計画やまちづくりについて、ご質問がございましたら、問合せ先までご連絡ください。

問合せ先
新宿区 新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺まちづくり担当課
担当：吉岡・花渕・藤本
〒160-8484　新宿区歌舞伎町１丁目４番１号
電話：03-5273-4214（直通）　FAX：03-3209-9227

西新宿一丁目商店街地区　検索

インターネットでの検索または、二次元コードを読み込んで「西新宿一丁目商店街地区のまちづくり」の情報をチェック☆

発行：西新宿一丁目商店街地区まちづくり協議会

西新宿一丁目商店街地区 まちづくりニュース

第23号
令和４年１０月

新宿区からのお知らせ

地区計画 案の説明会・縦覧及び意見書の受付について

新宿区は、西新宿一丁目商店街地区まちづくり協議会でとりまとめられた地区計画（骨子）をもとに、**地区計画 案**を作成しましたので、説明会等を行います。

西新宿一丁目商店街地区 地区計画 案の説明会

日　　時：令和４年**１１月１５日（火）**
【昼の部】**１４時３０分～１６時**
【夜の部】**１８時３０分～２０時**
※昼の部・夜の部とも同じ内容です。

会　　場：新宿ファーストウエスト
３階Ａ･Ｂ･Ｃ会議室(新宿区西新宿１－２３－７)

内　　容：西新宿一丁目商店街地区 **地区計画 案**について

定　　員：**各回　先着８０名（事前予約制）**
（１０月２８日（金）から受付開始）

予約方法：お名前・ご住所・ご連絡先・ご希望する回（昼の部・夜の部）を、電話又はFAX（※）でお申し込みください。**※４ページのFAX送信票をご利用ください。**

予約受付先：新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺まちづくり担当課　担当：吉岡、花渕、藤本
電話：**０３-５２７３-４２１４**(直通)　ＦＡＸ：**０３-３２０９-９２２７**

そ の 他：①手話通訳あり
②**説明会に関する資料と、説明会で上映する説明動画は、区ホームページでもご覧いただけます。※詳細は下記をご覧ください。**
③新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、説明会の開催を中止させていただくことがあります。中止の際は、ご予約いただいた連絡先にお知らせします。

■説明会の会場案内、地区計画の区域

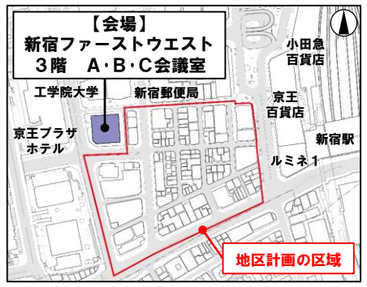

■説明会に関する資料と説明動画の区ホームページ掲載について

ホームページアドレス又は二次元コードの読み込みによりご覧ください。

掲載開始日：**令和４年１１月１０日（木）から**

掲 載 資 料：**①地区計画 案の概要**
②地区計画 案のスライド資料　③地区計画 案の説明動画

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ：http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan01_002211_00001.html

西新宿一丁目商店街地区地区計画案の概要は２・３ページを、縦覧及び意見書の受付については４ページをご覧ください。

新宿区から
のお知らせ

西新宿一丁目商店街地区地区計画案の概要

※地区計画原案からの変更はありません

1．名称

西新宿一丁目商店街地区地区計画

2．位置

新宿区西新宿一丁目地内

3．面積

約６．５ｈａ

4．地区計画の目標

本地区は、世界一の乗降客数を誇る新宿駅の西側に位置し、飲食店や物品販売業を営む店舗等が集まる商業地域である。

本地区を含む新宿駅周辺は、「新宿区都市マスタープラン（平成２９年１２月）」で、駅周辺における商業・娯楽・業務・滞在・居住等の都市機能を強化し、多様な各地区の相互の連携、特色あるまちづくりを推進する創造交流の心に位置付けられている。また、本地区は、「新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン（平成２８年３月）」で、観光客やオフィスワーカーが集まり楽しむ、界隈性と親しみのある商業集積地を形成するとしている。

本地区の地権者等からなる「西新宿一丁目商店街地区まちづくり協議会（以下、協議会という。）」では、平成２９年３月に、まちの将来像を「誰もが訪れやすく、にぎやかで魅力的な通りが集まるまち」としてとりまとめ、令和３年２月に、まちづくりの方針や取組み等を示す「西新宿一丁目商店街地区まちづくり構想（以下、まちづくり構想という。）」を策定した。協議会では、まちづくり構想を実現するため、誰もが訪れたくなる多様な用途の集積や歩行者優先のまちづくりにあわせた良好な交通環境の形成等を誘導することとあわせて、関係権利者の合意形成に応じて段階的にまちづくりを進めることとしている。

これらを踏まえ、安心して楽しめる都市環境の形成を図るとともに、方針付図に位置付ける地区内回遊ネットワーク及び幹線ネットワークにおいて、にぎわいある街並みや快適な歩行者空間の創出等を図るため、建築物の機能更新等とあわせて段階的に地区計画の変更を行うことなどにより、「誰もが訪れやすく、にぎやかで魅力的な通りが集まるまち」の実現を目指す。

＜計画図＞

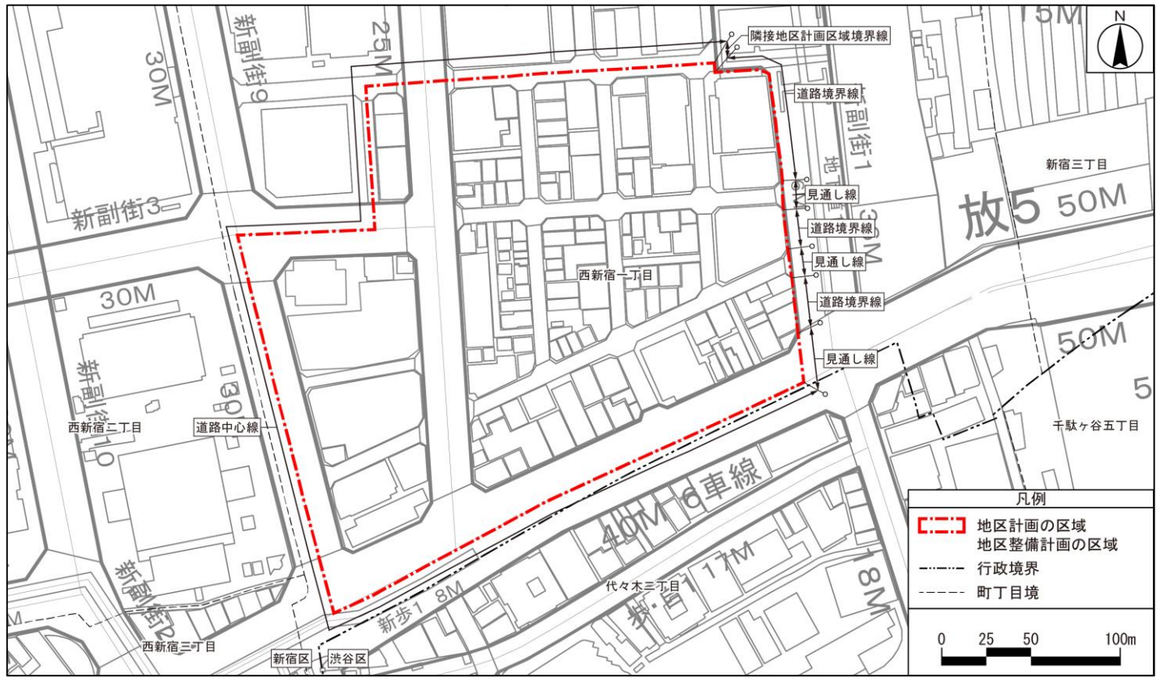

5．区域の整備、開発及び保全に関する方針

○土地利用の方針

「誰もが訪れやすく、にぎやかで魅力的な通りが集まるまち」を実現するため、以下の方針に基づく土地利用を推進していく。

1　道路と建築物低層部が一体となったにぎわいある街並みを創出する。
2　人が集い、憩い、語らえる、多様な活動が可能な空間を創出する。
3　建築物による圧迫感を感じさせない快適な歩行者空間を形成する。
4　多様な人々が集まり、交流を生むまちを形成する。
5　活気と気品が調和する魅力的な景観を形成する。
6　歩行者に優しい交通環境を形成する。
7　みどりの充実や環境に配慮したまちを形成する。
8　建築物や地域の安全性向上を誘導し、安心して楽しめるまちを形成する。

○建築物等の整備の方針

安心して楽しめる都市環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。

6．地区整備計画

○建築物等に関する事項

建築物等の用途の制限(※)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 １　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの ２　勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

(※)建築物等の用途の制限については、建築基準法第６８条の２の規定に基づく「新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に定める予定です。
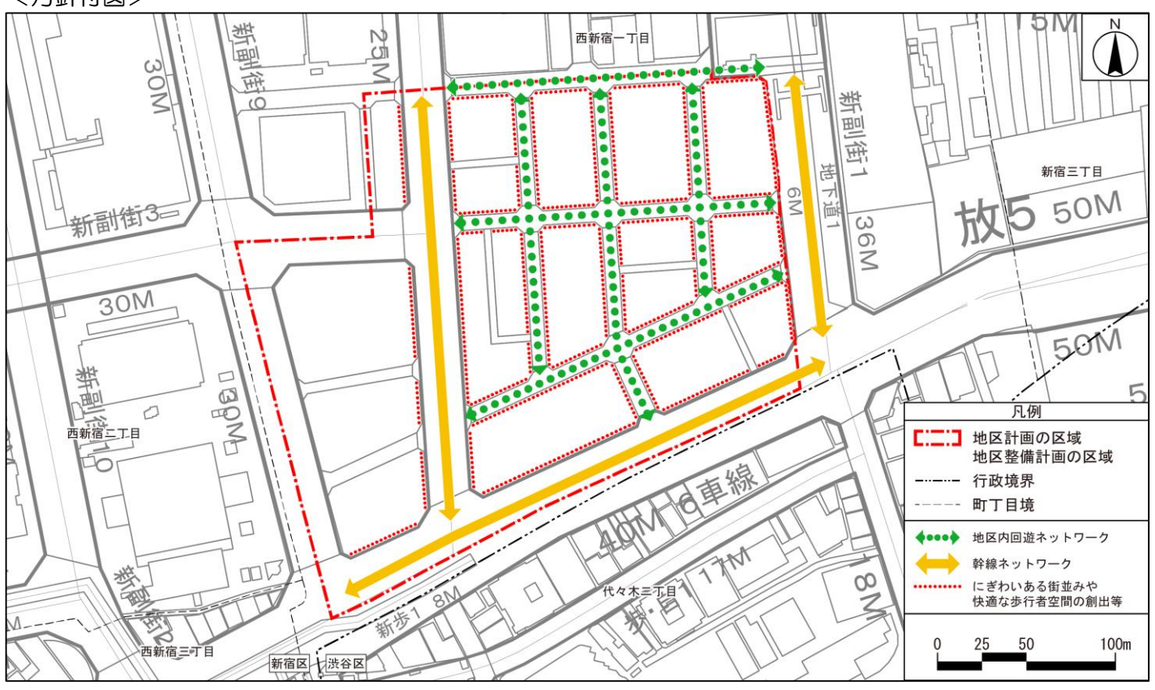
＜方針付図＞